

長 第 0 9 3 0 0 0 0 3 号  
平成 2 8 年 9 月 3 0 日

各指定居宅介護支援事業所 御中

和歌山県福祉保健部  
福祉保健政策局長寿社会課長  
(公印省略)

居宅介護支援事業所における特定事業所加算の新たな要件の取り扱いについて

このことについて、介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表日（平成28年11月22日）から当該加算の新たな要件として「介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること」が適用されます。

つきましては、本県（和歌山市内の居宅介護支援事業所を除く。）における当該加算の新たな要件について、下記の通りの取り扱いとしましたので遺漏のないようお願い致します。

記

- ① 和歌山県介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」を受け入れることを要件とする。ただし、当該実習の受入依頼がない場合は、この限りではない。
- ② 事業所は自己の都合で実習生を受け入れない場合、その月から加算は算定できない。

長寿社会課  
サービス指導班  
TEL 073-441-2527  
FAX 073-441-2523